

係留施設使用許可書

令和 年 月 日

申請人 住 所
氏名又は名称

係留施設の使用について下記のとおり許可します。

なお、別紙の許可の条件を遵守しない場合は、許可の取り消し、撤去などの措置を命
じることがあります。

鹿児島県始良・伊佐地域振興局長
米盛 幸一 印

記

ID:

船 種 船 名	
許 可 番 号	
係 船 許 可 場 所	●●港 (地区名:)
設 置 物 の 名 称	係船環・係船柱・はしご・浮棧橋・その他(備考欄に内容を記載)
使 用 期 間	令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
備 考	

係留施設使用許可条件書

係船にあたっては以下の項目を遵守することとし、これに違反した場合は許可の取り消し、撤去などの措置を命じることがあります。なお、船舶の事故や係留のために設置した工作物等に起因する設置者・第三者への損害については、県は一切責任を負いません。第三者への損害賠償があった場合に備え、損害保険の加入に努めてください。

また、港湾施設は公共施設であるため、使用に際しては、他の使用者や関係団体と話し合いを行うなど、使用者間でトラブルとならないよう、互いに譲り合って使用してください。

- 1 許可を受けた船舶以外は係留しないこと。
- 2 許可のあった区域内に係留し、係留中は、許可の確認できる場所に掲示用の許可証を掲示または携行し、提示を求められた場合は提示すること。
- 3 係留施設の原状を変更しないこと。ただし、許可を受けた係留用の工作物はこの限りでない。
- 4 船舶の係留以外の用途に使用しないこと。
- 5 港湾内において油漏れや沈船等の事故のないよう、船舶の管理に努めること。
※特に油漏れは、他の船舶等(特に漁業者)に対して損害賠償責任を負うこととなります。
- 6 設置した工作物の維持・管理は設置者の責任において適切に行うこと
- 7 係留施設の一部を滅失又は毀損させた場合には、直ちにその状況を県に通知すること。また、県が滅失又は毀損させた係留施設の原状回復又は損害の賠償を請求した時は、その請求により指定する日までに原状に回復し、又は損害を賠償すること。
- 8 港湾施設内にゴミを放置しないこと。
- 9 使用できない船舶や今後使用見込みのない船舶は、速やかに許可の取下げを行うこと。

- 10 次の一に該当するときは、催告の手続きを要しないでこの許可を取り消すことがある。
 - (1) 公用又は公共用に供するため必要が生じたとき
 - (2) 使用者が、許可条件の一つに違反する行為があると認めるとき
- 11 許可期間の満了又はこの許可を取り消されたため、使用者又は第三者に損害を生じても許可者は何らの責めにも任じない。
- 12 この許可により、使用者又は第三者が支出した有益費及び必要費、その他の費用があってもこれを許可者に請求しないこと。
- 13 許可期間が満了し、又はこの許可を取り消された時は、別に許可する場合を除き、指定する期日までに原状に回復して引き渡すこと。
- 14 この条件に不服があるときは、この通知を受けた日から起算して5日以内(ただし、許可期間が10日未満の場合は、この通知を受けた日)にこの許可に係る申請を取り下げることができる。
- 15 この許可条件に疑義を生じ、又はこの許可条件にない事項で必要が生じたときは、鹿児島県の関係条例、規則等によるほか、知事の定めるところによる。

許可証

令和●年●月●日まで

船名

船舶・漁船番号

隼人港

本港地区A

A-000

鹿児島県

ID :

※ 本許可証の他、免許証サイズの許可証も送付予定。